

三重短期大学長期履修学生規程

令和2年5月21日
三重短期大学規程第8号

改正 令和3年11月18日 三重短期大学規程第22号

改正 令和5年11月30日 三重短期大学規程第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、三重短期大学学則第4条3項に従い、3年又は4年の履修期間を認められた学生（以下、長期履修学生という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期履修学生となる資格)

第2条 法経科第2部の入学手続をする者で、履修期間を3年又は4年とすることを申請したものは、学長の承認を得て、長期履修学生となることができる。

2 学長は、前項の承認をするにあたって、当該入学手続者に、履修期間を3年又は4年とすることを申請した理由を記した書面の提出を求めることができる。

3 学長は、特段の事情がない限り、第1項の承認をするものとする。

(長期履修期間及び在学年限)

第3条 長期履修学生となろうとする者は、入学手続時に3年又は4年の履修期間のうちいずれかを選択しなければならない。

2 履修期間が3年の学生は、5年を超えて在学することはできず、履修期間が4年の学生は、6年を超えて在学することはできない。

3 休学期間は履修期間及び在学年限に算入しない。

(履修単位の制限)

第4条 長期履修学生が1年間に履修することができる単位数は、以下の各号に定める上限を超えることはできない。

一 履修期間が3年の学生は30単位

二 履修期間が4年の学生は20単位

(履修期間の変更)

第5条 長期履修学生は、学長の承認を得て、履修期間の変更をすることができる。

2 履修期間の変更は、変更の理由を記した書面を提出して、学長が定める日までに申請しなければならない。

3 学長は、特段の事情がない限り、第1項の承認をするものとする。

4 履修期間の変更は、申請の翌年度からとする。ただし、履修期間の変更の申請は、在学期間が2年に達するまでに行わなければならない。

5 1回に限り履修期間の変更を申請することができるものとする。

(社会科学演習の履修時期)

第6条 長期履修学生の社会科学演習の履修時期は、履修期間の卒業年次とする。ただし、卒業年次の履修期間が1年に満たないときは、社会科学演習の履修時期を卒業年次の前年度とする。

(転部の制限)

第6条の2 長期履修学生においては、法経科第1部への転部は認められないものとする。

(学費の減免)

第7条 長期履修学生の学費の減免については、長期履修制度の趣旨に則って審査すべきものとする。

(履修期間を超えたときの扱い)

第8条 長期履修学生が長期履修期間を超えて在学するときは、長期履修学生ではない法

経科第2部学生と同様の扱いとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年11月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年11月30日から施行する。ただし、第8条の規定は令和6年4月1日以降に入学した学生から適用する。